

各省等ヒアリング資料

(検討事項に係る各府省等からの意見)

平成 16 年 7 月 5 日 現在

目 次

警察庁	1
防衛庁	3
金融庁	4
総務省	8
法務省	11
外務省	19
財務省	23
経済産業省	25
国土交通省	26
会計検査院	31

平成 16 年 7 月 5 日現在で、提出のあったもの

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	警察庁
論点項目名	2. 適用範囲（その3）
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>行政手続法が定める手続の適用範囲については、規範等が定める内容により画する必要がある。その際に、当該規範等が「規制」であるか否か、国民の権利義務に関わるか否か等を適用範囲を定める指標にすべきである。</p>	
<p>〔理由〕 j</p> <p>行政手続法第1条によると、行政手続法は「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」を目的としているところ、国民の権利義務に関わらず、「規制」ではない規範等について、行政手続法が定める手続の適用範囲とした場合、国民の権利義務の保護に資することについてそれほどの効果を得られないと思料されるため。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

(注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉(別ファイル)で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点(案)」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：2

府省名	警察庁
論点項目名	3. 意見提出手続（8）結果の公表①
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>結果の公表の内容については、提出されたすべての意見について行政機関の考え方を付すのではなく、適宜要約することが可能であるとすべきである。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>提出されたすべての意見について行政機関の考え方を付すこととした場合、大量の意見が提出された際に、これらの意見の処理についての事務量が膨大なものとなり、行政上支障を来すおそれがあるため。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	防衛庁
論点項目名	2. 適用範囲（その2、その4）、3. 意見提出手続（(1)、(7)等）
〔実態及び意見〕	
<p>過去の実態については、昨年度1件実施（意見なし。）のみであり、特段の意見なし。</p> <p>したがって、実態を踏まえた意見はないものの、防衛庁の業務の特殊性（緊急性・迅速性、秘匿性等※）にも配意の上、適用範囲（政令・府令・訓令・通達等の範囲）及び除外要件、あるいは処理期間やその他の手続について検討いただきたい。</p> <p>※ 特に、自衛隊の組織・行動等に関する基準や規範等の取扱（情報公開法第5条との関係の整理）</p>	
〔理由〕	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	金融庁
論点項目名	2. 適用範囲（その2）
<p>〔実態及び意見〕 法律案については、意見提出手続を経ることを義務付けることは不適当。</p>	
<p>(注1) 当然のことながら、個々の法律案の内容やその検討段階によって意見提出手続の対象とすることに意味がある場合があることを否定するものではない(法律案一般についての義務付けは不適当との趣旨)。</p> <p>(注2) 金融庁では、過去3年度(13~15年度)において、法律案を意見提出手続に付した例はない。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>1. 成立に国会の両議院による可決が必要な法律案に対する民意の反映は、本来、国会審議という政治過程を通じて行われるべきものであることに鑑みれば、行政段階における意見提出手続を一律に義務付ける必要は必ずしもない。</p> <p>2. 仮に、国民の大多数が反対していても、国会における政治的判断として、国民・国家にとって必要な施策を実現するための法案であるとの結論に至ることもありえ、そのような政治判断に先立って、行政段階で意見聴取を行い、当該意見に対して行政限りで対応を決定・公表するという意見提出手続になじまない法案もあるのではないか(注)。</p> <p>(注) 第3回検討会(6月4日)での横須賀市担当者の説明で、同市のパブリック・コメント条例において、市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、「金銭徴収に関する条項」について適用除外としている理由について、「負担増につながる条例案をパブリック・コメントに付すと住民から反対意見のみが寄せられ、その実現が事実上困難になるおそれがあるため」と説明されていたことは、本件問題について考える上で示唆的。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉(別ファイル)で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点(案)」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：2

府省名	金融庁
論点項目名	2. 適用範囲（その4）
〔実態及び意見〕 政省令等であっても、 ① 迅速、緊急性、実行不能 ② 軽微、不必要 等の観点から意見提出手続を義務付けることが適当でない場合があり、所要の適用除外規定を設けるべき。	
(注) 金融分野で、迅速、緊急性の観点から、政省令等について意見提出手続に付すことが實際上困難であった当庁における最近の例として、昨年7月に国会で可決・成立した「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正に伴う施行令改正の例がある。これは、法律改正により銀行等の株式等保有制限規制の適用が16年9月末から18年9月末に延期されたことを受け、同法施行令において適用時期について全く同様の手当てを行うための政令改正を行ったものであるが、当該改正法は、法律の官報公布（昨年8月1日）から1ヶ月を超えない範囲で政令に定める日（8月30日）に施行されることとされていたことから、時間的な制約から、同時期に施行する必要があった上記政令改正については、意見提出手続には付さなかったものである。 この政令改正は、法律改正により規制適用時期が延期されたことを踏まえ、施行令においても適用時期について全く同様の手当てを行うためのものであり、意見提出手続に付すことが軽微・不必要と考えられる例にもあたるものと考えられる。	
〔理由〕 上述の当庁所管分野の事例からも明らかなように、意見提出手続を一律に義務付けると、実施が困難、あるいは（実施可能であるにしても）必要性が低い場合があるため、所要の適用除外規定を設けるべき。	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：3

府省名	金融庁
論点項目名	3. 意見提出手続 (3) 意見等の提出期間
〔実態及び意見〕 提出期間について一律に一定の期間（例えば30日間以上）とすることは適当ではなく、個別の事情により、柔軟に運用が可能な規制とすべき。	
(注) 最近の当庁での事例として、金融商品の販売業者が顧客への重要事項の説明を行わなかった場合の損害賠償責任について規定した「金融商品の販売等に関する法律」の施行令改正の意見提出期間を、閣議決定で目安として定められている「1ヶ月程度」に満たない21日間（12月24日～1月13日）としたケースがある。 これは、個人投資家間で拡大が報じられている「外為証拠金取引（顧客が約定元本の一定率の証拠金等を取扱業者に預託し、差金決済による外国為替の売買を行う取引）」を同法の適用対象とするための政令改正を早急に施行（本年4月1日）する必要がある一方、業者側にも社内の体制整備（社員への説明義務の徹底等）に最低2ヶ月程度の周知期間が必要であったことから本年2月初めには公布する必要があり（実際には2月4日公布）、閣議決定や募集した意見への回答公表等に要する期間も勘案し、このような提出期間としたもの（別紙参照）。	
〔理由〕 上記の例のように、政省令等の改正によって、行政として迅速な対応を行うことを可能とするためには、意見提出期間について、柔軟に運用可能な規制とすべき。	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

「金融商品の販売等に関する法律施行令」の一部改正政令の経緯

平成 15 年 12 月 24 日 標記の一部改正政令(案)の公表、意見募集

1 月 13 日 意見募集締め切り

その後、意見の整理・検討、公表用の「意見募集結果」作成

閣議決定に向けた準備

1 月 30 日 標記の一部改正政令・閣議決定

「意見募集結果」の公表

2 月 4 日 官報公布

4 月 1 日 施行

【意見提出様式】

総務一 1

府省名	総務省
論点項目名	2. 適用範囲（その3）
〔実態及び意見〕 当省においては、各原局の判断で、閣議決定の対象ではない事項についてもパブコメを行っている例はあるが、適用範囲を規制の設定改廃に当たらないものまで拡大し、法律により義務付けするとなれば、対象事項、必要期間等を精査の上、慎重に対処する必要	
〔理由〕 どの程度の事務負担になるのか不明であるため	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。
2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

総務一 2

府省名	総務省
論点項目名	2. 適用範囲 (その4)
〔実態及び意見〕 当省の実態としては、例示に挙げられている「迅速、緊急、軽微」等については、意見提出期間の短縮で対処している例がある。 また、例示に挙げられているもの以外に、現行閣議決定の3(1)意思決定過程の特例として定められている「意思表示を行う機関以外の国の行政機関等が本手続に準じた手続を経て意思決定を行い、それを受け、それと実質的に同じ内容の意思表示を行う場合には、改めて本手続を経る必要はない」という適用除外も考えられるのではないか。	
〔理由〕 実例があるため	
〔備考〕	

(注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

総務一 3

府省名	総務省
論点項目名	3. 意見提出手続（3）意見等の提出期間
〔実態及び意見〕 意見等の提出期間について法律で一律に一定期間を定めることについては、実態に照らし問題が多く、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に定めるように、法律では、原則を定めるとともに例外については理由公表、という対処をすべきではないか。	
〔理由〕 1ヶ月程度という意見提出期間に扱り難いケースもあるため	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。
2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	法務省
論点項目名	2. 適用範囲（その1）
〔実態及び意見〕	
<p>〔意見〕</p> <p>国の機関のうち「準司法的機関」については、適用範囲から除外すべきである。</p>	
〔理由〕	
<p>公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により、公共の安全の確保に寄与するために、公安調査庁長官から破壊的団体又は無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分の請求がなされた場合に、適正な審査及び決定を行うことを任務としており（公安審査委員会設置法第1条の3参照）、委員長及び委員は、法律又は社会に関する学識経験を有する者たちから両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され独立して職権を行使するもので（同法第3条及び第5条参照）、審査及び決定の公正中立性が確保された準司法的機関である。</p> <p>このような公安審査委員会の特殊性を考慮すると、公安審査委員会の規則等（法律案も含む、以下同じ）については、次の理由から適用外とする必要があると考えられる。</p>	
<p>① 公安審査委員会は、上記のとおり、適正な審査及び決定を行うための公正中立性が強く要請される準司法的機関であるから、公安審査委員会の規則等に規制処分の対象団体を含む国民の意見を反映することは、その公正中立な業務の遂行に支障をきたすおそれがあるものであって不適切である。</p> <p>② 公安審査委員会は、上記のとおり、公共の安全の確保のために破壊的団体又は無差別大量殺人行為を行った団体を対象とする規制処分を決定するものであり、公共の安全の確保の観点からの秘密保持の必要があるところ、パブリックコメント手続の前提となる規則等の公開は公共の安全の確保のための業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあり不適切である。</p> <p>③ 公安審査委員会の規制処分は、上記のとおり、公安調査庁長官の処分請求を受けて破壊的団体又は無差別大量殺人行為を行った団体に対して行うものであり、処分の対象は一般国民ではなく一定の要件を満たす団体に限られているので、国民の意見を聴取する必要性及び有用性に乏しい。</p>	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：2

府省名	法務省
論点項目名	2. 適用範囲（その2）
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>〔実態〕</p> <p>当局所管の法律案は、原則的には、法制審議会（「法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること」等の事務をつかさどる法務省の審議会（法務省組織令第58条））における審議及び答申を経て立案されるが、その間、特にパブリックコメントは行っていない。</p> <p>〔意見〕</p> <p>法律案に係るパブリックコメントの適用範囲は、各省の裁量とされたい。</p> <p>〔理由〕</p> <p>当局は刑事に関する基本的な法律を所管しており、具体的には、刑法など基本的な犯罪を刑罰として定めるもの、刑事訴訟法など刑事罰則を科すための捜査、裁判等の基本的な手続を定めるものがある。</p> <p>刑法等に規定する刑罰は、いわゆる自然犯的なものを中心としており、国民の規範意識を前提としたものである必要があるが、それは、一部の積極的な意見のみならず、潜在的な考え方や発言等を含めた抽象的な国民全体としての意識であるべきであり、この観点から、当課においても、適宜世論調査等の結果を参考しているところであるが、実際になされた積極的な意見の収集を基本とするパブコメでは、このような、いわゆるサイレントマジョリティを含めた国民全体としての意識を正確に把握するのは困難である。</p> <p>また、パブリックコメントは対立する利害関係者間の調整等を含む規定を設ける場合に有効な手続であると解されるが、罰則等の規定は、いわば刑罰を科す国と違反者との関係であり、利害関係者の間の調整という要素がほとんど見当たらず、それが故に、そのまま意見を求める場合、利害関係人間では適切に機能する積極的な意見が、一方的で歯止めのないものになるおそれがあり（例えば、「全ての犯罪に死刑を設けるべき」といった意見など）、この問題はパブリックコメント内容に一定の拘束力を持たせることとした場合に一層顕著である。</p> <p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：3

府省名	法務省
論点項目名	2. 適用範囲（その2）
〔実態及び意見〕	
<p>〔意見〕</p> <p>特定の立法目的を持つ法律並びにこれらの法律に基づく政省令及び訓令・通達については、その目的を考慮し、適用範囲から一定の除外範囲を定めるべきである。</p>	
〔理由〕	
<p>公安調査庁所管の破壊活動防止法（以下、「破防法」という。）及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下、「団体規制法」という。）は、政治目的をもって暴力主義的破壊活動を行った団体あるいは無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制及び調査について定めた法律である。</p> <p>これらの法律及びこれに基づく政省令の制定・改正に当たって不特定多数の国民に意見を求める場合、現に対象となっている団体あるいは対象となりうる団体の構成員・関係者・支援者などから、組織的にそれらの規制及び調査の廃止あるいは無力化を目的とした意見が寄せられる可能性が極めて高く、一般国民の意見を正しく反映させるというパブリック・コメント手続の本来の目的を実現できないと考えられる。</p> <p>これらの法律に基づく訓令・通達（規制及び調査に関するもの）は、調査対象団体名、具体的な調査事項、重点解明課題、情報の取扱方法等を規定しており、その制定・改正に当たってパブリック・コメント手続を実施した場合の弊害は、上記と同様の弊害にとどまらず、その内容が明らかになることによって、調査対象団体等が防衛措置を講じたり、あるいは調査対象団体等が公安調査庁の調査活動に対する妨害措置を講じるなどして、公安調査庁の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：4

府省名	法務省
論点項目名	2. 適用範囲（その2）
〔実態及び意見〕	
〔意見〕 公示または告示されていない訓令・通達及び各種の基準等のその他の規範については、適用範囲から一定の除外範囲を定めるべきである。	
〔理由〕 公示または告示されていない訓令・通達及び各種の基準等のその他の規範を適用対象とした場合、行政の迅速性が損なわれるほか、情報公開法により不開示情報とされている情報を、パブリックコメント手続において公開しなければならないという矛盾が生ずることが考えられる。	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：5

府省名	法務省
論点項目名	2. 適用範囲（その3）
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>〔意見〕 「規制」の範囲については、現行の閣議決定と同様の範囲とするか、あるいは、さらに特定を加えるべきである。</p> <p>〔理由〕 現行の閣議決定によれば、「規制」の概念について、「国や地方公共団体が企業・国民の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するもの」とされているところ、これ以上広範な概念が用いられた場合、意見提出を要する手続は膨大な数に上ることが予想されることから、次のような問題が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政活動の迅速性が損なわれる。 (例) 「司法試験の受験手続及び運営に関する規則」は、受験に際して提出すべき書類等の定めから構成されているところ、このような規則も「規制」の概念に当たるのか判断に躊躇することが考えられる。 司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施関係に関する政省令の改正は、受験申請手数料の改定が主であることから、「規制」の概念との関係が不明瞭であり、同様の問題を生ずると考えられる。 ○高度な専門性に基づく行政の自立的な判断に支障を及ぼす可能性がある。 (例) 司法試験法では、不正受験者に対し、受験禁止期間を定めることができる旨を規定しており、司法試験委員会では、処分基準を策定中であるが、その判断等に当たっては、公正かつ厳正であることが要請されるため、高度な専門知識又は学識経験を有する者のうちから法務大臣が任命した司法試験委員等の判断が必要であり、受験者を含めた一般国民に広く意見照会をすることは、かえって混乱を招き、試験の円滑な運営を阻害するおそれが大きくなる。 司法書士試験及び土地家屋調査士試験は、司法書士又は土地家屋調査士になろうとする者に必要な学識及び司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、その実施及び判断等に当たっては、公正かつ厳正であることが要請されることから、その運営方針である政省令の策定に際しては、高度に専門的知識を備えた有識者の学識及び判断を得ることは必要であるが、受験生を含めた一般国民に広く意見照会をすることは、かえって混乱を招き、試験の円滑な運営を阻害するおそれがあると考えられる。 <p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：6

府省名	法務省
論点項目名	2. 適用範囲（その4）
〔実態及び意見〕	
<p>〔意見〕</p> <p>主権の行使に関する事項（国家の専権事項）については、適用範囲から一定の除外範囲を定めるべきである。</p> <p>一定の事情により手続を適用しなかった場合に、不服申立等の仕組みを設けることは適当ではない。</p>	
〔理由〕	
<p>法務省の所管する国籍行政に関する政策全般に必要な規則等については、次の理由から適用外とする必要があると考えられる。</p> <p>国籍とは、人が特定の国の構成員であるための資格であり、いかなる個人に国籍を与えるかは、そもそもその国家の専権事項とされ、基本的に国家の主権者の範囲を決定するという国家にとって重要なものであることから、極めて特殊性の高い行政分野であるといえる。</p> <p>したがって、国籍の取得・喪失を判断するための国籍行政に関する政策全般に必要な規則等の策定又は改廃に際して、外国人を含めた一般国民に広く意見を聴取することとした場合、不法入国者や自己の経済取引の都合のみを考えている者等、偏った立場の者や団体等からの意見・要望が寄せられる可能性が高く、かえって混乱を招くことになり、国籍行政の運営に支障を来すおそれがあることから、パブリックコメント手続の適用外とすることが相当である。</p> <p>不服申立等の仕組みを設けることとすると、日常的に行われている行政の意思表示が安定したものとならないおそれがあり、行政の円滑な遂行という観点から適当ではないと考えられる。</p>	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：7

府省名	法務省
論点項目名	2. 適用範囲（その4）
〔実態及び意見〕	
<p>〔意見〕</p> <p>特別な対象者に対して行われる行政処分及び行政指導等の基準については、適用範囲から一定の除外範囲を定めるべきである。</p>	
〔理由〕	
<p>法務省の所管する仮釈放及び保護観察等に係る処分及び行政指導等の基準については、次の理由から適用外とする必要があると考えられる。</p> <p>仮釈放や保護観察等に伴う処分や指導は、国の刑事政策の一環として、矯正施設被収容者や保護観察対象者の改善更生及び社会の保護を目的として行われており、保護観察対象者の行動の自由は一定の制限を受け、当該保護観察に支障が生じない限度で認められていること、再犯のおそれ等が認められた場合には、社会防衛の観点から直ちに身柄拘束その他迅速な対応が必要であり、事前手続を探ることが適当でないこと等の理由から、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法及び売春防止法の規定により、行政手続法第2章から第4章までの適用を受けないこととされているものである。</p> <p>ところで、これら更生保護行政において行われる処分や指導の基準は、現行では法務省令等において定められているが、①犯罪者の処遇に関する政策の立案には、医学、心理学、教育学、社会学等に関する極めて高度な専門的科学的知識及び実務を通じて蓄積された実証的知見を要する上、②その対象が仮出獄者や裁判所の決定により保護観察に付された者等、いわば特別な対象者であって極めて限定されており、広く一般国民の日常生活に密接に関連した分野ではないことからパブリックコメント手続の適用外とすることが相当である。</p>	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：8

府省名	法務省
論点項目名	3. 意見提出手続 (4) 意見等の提出方法 ① ア
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>意見等の提出方法については、書面（電子メールを含む。）とすべきである。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>口頭による意見提出を認めた場合、業務負担を増加させ、円滑かつ迅速な行政活動に支障を生ずる可能性や、意見の内容が不明確になる可能性があることに加え、膨大な意見が提出された場合に、口頭による意見陳述の機会を付与するための体制を確保することは、極めて困難であると考えられる。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	外務省
論点項目名	2. 適用範囲（その2）
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>条約その他の国際約束に関しては、その締結につき国会の承認を要するもの、要しないもののいずれについても、締結に先立ちパブリック・コメントは行っていない。また、国際約束に関連する告示としては、締結した国際約束の公布及び発効の告示、当該国際約束を他国が新たに締結した旨の告示等を行っているが、いずれについても告示に先立ちパブリック・コメントは行っていない。</p> <p>国際約束については、下記〔理由〕にあるとおり、国内法に基づく政省令等とはその内容、性格を異にするものであり、行政立法手続の対象とすることを義務付けるべきではない。</p> <p>また、告示についても、下記〔理由〕にあるとおり、内容によっては逐一行政立法手続に付することに馴染まないものもあり、一律に同手続の対象とすることを義務付けるべきではない（論点項目「2. 適用範囲（その3）」にあるような内容による基準と組み合わせ、告示については一定の内容のものに限り行政立法手続の対象とすることも一案と思われる。）。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>国際約束については、以下のとおり、国内法に基づく政省令等とはその内容、性格を異にしており、行政立法手続には馴染まず又は同手続に付する必要がないと考えられる。</p> <p>(1) 国内法に基づく政省令等が一義的に国民の権利義務に関する内容を規定しているのに対し、国際約束は一義的に国家間の権利義務を規定している。</p> <p>(2) 政省令等が国内法に規定する授権の範囲内で行政府（より具体的には所管府省）により裁量的に検討され及び作成されるのに対し、国際約束は相手国政府との交渉を通じて作成されるものであって、行政府の裁量による作成や変更（改正）が可能なものではない。（その意味で、国際約束の締結は「外交」の一環であって、国民を対象とする規制や給付から成る一般の行政作用とはその性格を異にする。）</p> <p>(3) 国際約束に国民の権利義務に影響を及ぼす内容が含まれている場合には、その締結に先立ち国会の承認を求めているところであり、これに加えて行政立法手続の対象とすることは、国民主権や国民に対する透明性等の観点から見ても手続の重複を来すものであり適切でない。また、かかる内容を含む国際約束を締結する場合には、その締結に伴い新たに必要となる権利の制限又は義務の導入のため、当該国際約束の国会提出の際にこれと併せて関連国内法令を制定若しくは改正を行う場合が多いところ、そのような場合には、当該関連国内法令について国会で審議が行われ（法律の場合）又は別途行政立法手続がとられる（政省令等の場合）こととなると考えられるので、これらの手続と別途国際約束自体を行政立法手続の対象とすることは手続の重複を来すものであり適切でない。</p> <p>国際約束に関連する告示については、その内容は、我が国が締結した国際約束自体及びその発効日の告知、新たに他の国が締結した旨の告知等、単純な事実関係を国民に周知するとの観点から告知する手続的なものであって、その逐一を行政立法手続に付することは行政コストの観点から適切でない。</p>	

〔備考〕

上記〔理由〕の（3）の観点から、国会の審議を通じて国民の意見や要望を反映した上で制定される法律案についても、行政立法手続には馴染まないと考える。

また、告示以外の政省令等についても、その内容如何によっては必ずしも国民の権利義務に影響を及ぼすとは言えないものもあるので（例えば各府省の組織例、組織規則等）、上記〔実態及び意見〕において告示について述べたのと同様、一律に行政立法手続の対象とするのではなく、論点項目「2. 適用範囲（その3）」にあるような内容による基準と組み合わせ、一定の内容のものに限り行政立法手続の対象とすることが適切と思われる。

(注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：2

府省名	外務省
論点項目名	2. 適用範囲（その4）
〔実態及び意見〕	
<p>外交関係事務についてはここでの手続の適用範囲として想定されていないものと考えられるが、仮に適用がある部分が生じる場合にも、外交上の事情により手続を適用しない仕組みを設ける必要があると考えられる。</p>	
〔理由〕	
<p>他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれたり、交渉上不利益を被るおそれがあると認められる場合にまで一律の手続を義務付けることが適當とは考えられない。</p>	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：3

府省名	外務省
論点項目名	3. 意見提出手続（3）意見等の提出期間
〔実態及び意見〕	
<p>具体的な手続の進め方については、一律に定められた詳細な手順及び時間を確保できないため時宜に即した行政立法ができなくなるとの事態を避けるため、各所管府省に相当程度の裁量の余地を認めるべきである。</p>	
〔理由〕	
<p>例えば、関係府省間又は関係業界との調整の結果政省令等の成案を固めるのが遅れる一方、国連安保理決議等の国際基準を所定の期日までに国内で実施に移す必要があり、行政立法手続に充てられる期間が限られるといった事態も想定される。</p>	
〔備考〕	

（注）1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	財務省
論点項目名	2. 適用範囲（その4）

〔意見〕

- 現行の手続（平成11年3月閣議決定）では、適用範囲の例外規定として「迅速性・緊急性を有するもの、軽微なもの等については本手続によらざることができる」と定めているが、法制化にあたっても、なんらかの例外規定は必要と考える。

〔実態〕

- 案件名：酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正（平成14年8月30日改正）

概要：一般酒類小売業免許の年度内免許枠の算出にあたっての既存小売業免許場数の取扱いについて、適正化を図った。

省略理由：①免許枠の算出方法そのものを修正するものではなく、免許枠算出の一要素たる既存小売業免許場の取扱いについて、休業等の実態に即しその適正化を図るなどの軽微な事項だったこと
 ②当該通達の改正の是非については、毎年8月下旬に判明する小売販売地域ごとの人口や既存小売業免許場数等のデータを踏まえ判断する必要があり、これらのデータが把握された14年8月下旬から14免許年度の開始日である9月1日までの極めて短期間に通達改正を行う必要があったことなどから、迅速性・緊急性を要していたため。

〔理由〕

- 実務上、この手続を行うには、相応の時間、人員、費用等の行政コストが必要であることから、最低限の例外規定を設けることは必要であると考える。

〔備考〕

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：2

府省名	財務省
論点項目名	3. 意見提出手続 (3) 意見等の提出期間

〔意見〕

- 現行の手続（平成11年3月閣議決定）では、意見等の提出期間を「1か月程度をひとつの目安」とし、規制改革民間開放推進3か年計画（平成16年3月閣議決定）では「原則30日を確保する」としているが、法制化にあたっては、一律に一定の期間を定めるのではなく例外規定の設定や行政機関の裁量についても考慮が必要と考える。

〔実態〕

- 案件名：酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正
概要：酒類等の製造又は販売業免許に係る審査基準及び申請書の審査順位決定方法その他の手続等についての見直し。
募集期間：16日間
短縮理由：平成16免許年度における一般酒類小売業免許の抽選対象申請書等の受理開始日等を踏まえ、申請予定者等への周知期間を十分に設ける必要があったことなどから。
- 案件名：製造たばこに係る広告を行う際の指針
概要：製造たばこに係る広告を行う者が、より一層、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮することなどを目的とした新たな指針（既存の指針を全面改正）。
募集期間：15日間
短縮理由：「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に対応した国内措置として、当該条約の署名・国会提出の閣議決定までに公布する必要があったことなどから（条約の改正作業、官報掲載に要する期間などを勘案すると15日間の確保しかできなかった）。

〔理由〕

- 募集期間を長くすることには国民により広く周知できるなどの利点があるが、①迅速性が損なわれる、②確定した政省令等の周知期間を確保する必要がある、③施行期日に間に合わせるなどの制約が考えられることから。

(注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	経済産業省
論点項目名	8 送達手続・その他
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>○ノーアクション・レター制度の法制化 行政立法手続に加えて法令の執行手続も検討課題とし、法令執行手続における論点の一つとして、いわゆるノーアクション・レター制度（注）の法制化を検討するべき。 (注) 平成13年3月の閣議決定により導入された法令適用事前確認手続</p>	
<p>〔理由〕 より一層の「行政運営における公正の確保と透明性の向上」を図るため。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	国土交通省
論点項目名	3. 意見提出手続 (1) 手續の流れ等
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>意見提出手続の対象は、現行の「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」と同様の範囲にとどめるべきである。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>規制の設定又は改廃に係るもの以外の行政立法についてまで、パブリックコメント手続を義務付けることは、事務量の急激な増大を招き、行政側に過度の負担を強いるおそれがあるため。</p>	
<p>【参考】平成15年に公布された国土交通省関係の政省令、告示 政令：49 省令：120 告示：3415 (計：3584) 平成15年に国土交通省が実施したパブリックコメント手続（政省令、告示） 政令：12 省令：24 告示：19 (計：55)</p>	
<p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：2

府省名	国土交通省
論点項目名	3. 意見提出手続 (1) 手続の流れ等
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>緊急に措置することを要する規制の設定又は改廃など一定の範囲については、意見提出手続を不要とすべきである。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>このような場合に意見提出手続を求めることにより、緊急性を要する事態等に対し、適切な措置等ができないおそれがあるため。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉(別ファイル)で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点(案)」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：3

府省名	国土交通省
論点項目名	3. 意見提出手続 (2) 案の公表
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>意見提出手続において公表する「案」については、要綱を政省令案に代えて公表することも認めるなど、柔軟な運用を認めるべきである。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>意見提出手続の資料については、現行においても、幅広く公表しており、公表する資料の範囲を拡大することについては、行政側の負担の増大にも配慮する必要がある。</p> <p>また、要綱の方が政省令案そのものよりも理解が容易であること、政省令案は文章表現上の技術的修正が隨時行なわれることから、現行どおり、要綱を政省令案に代えて公表することも認めるなど、柔軟な運用が適切であると考える。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

(注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉(別ファイル)で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点(案)」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：4

府省名	国土交通省
論点項目名	3. 意見提出手続 (7) 意見等の取扱い
<p>〔実態及び意見〕</p> <p>意見提出手続により提出された意見については、行政側に考慮義務を課すことにとどめるべきである。</p>	
<p>〔理由〕</p> <p>意見提出手続により提出された意見については、行政庁側がそれに拘束されるとすれば、社会・経済上必要な規制が行えなくなるおそれがある。</p> <p>特に、規制の新設あるいは強化の際に意見提出手続を行えば、利害の対立する意見が提出されることや反対意見が多数提出されることなどが予想され、こうした場合に意見に拘束されることには問題がある。</p>	
<p>〔備考〕</p>	

(注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉(別ファイル)で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点(案)」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：5

府省名	国土交通省
論点項目名	3. 意見提出手続 (9) その他
〔実態及び意見〕	
<p>意見提出手続開始から政省令等の決定までの期間については、あまり長い期間を定めるべきではない。</p>	
〔理由〕	
<p>意見提出手続開始から政省令等の決定までの期間等の法定化について検討する場合には、行政の機動性を損なうおそれがあることや、事務量の増大による行政側の負担の増大を考慮する必要がある。</p>	
〔備考〕	

- (注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉(別ファイル)で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。
- 2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点(案)」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。
- 3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。
- 〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。

【意見提出様式】

通し番号：1

府省名	会計検査院
論点項目名	2. 適用範囲
<p>〔意見〕</p> <p>パブリック・コメント手続の有用性は認められる。</p> <p>しかし、会計検査院の行う「行政立法手続」としては、会計検査院規則の制定・改廃が考えられるが、これらは裁量の余地がない事項や専門的・技術的な事項に関するものであり、このような事項について、広く一般の意見を聞くことの有用性には疑問がある。</p>	
<p>〔理由〕</p>	
<p>〔備考〕</p> <p>会計検査院では、パブリック・コメント手続を実施したことはない。</p>	

(注) 1 本票は、〔実態及び意見〕の内容ごとに、それぞれ別葉（別ファイル）で作成してください。また、作成後、各葉の欄外右肩に、貴府省の通し番号を振り付けてください。

2 「論点項目名」欄には、資料2「行政立法手続等の論点（案）」の整理に従い、該当する項目番号及び項目名を記入してください。該当する項目名がない場合は、「その他」と記入してください。

3 記入内容は、〔実態及び意見〕及び〔理由〕に区分してください。

〔実態及び意見〕欄中実態については、「論点項目名」に対応する現行のパブリック・コメント手続の実態を可能な範囲で記入してください。また、〔意見〕欄には、実態を踏まえたものを中心に、意見を幅広く記入してください。